

大統領非常事態令の発令

令和2年3月25日

- 当地大統領府は3月24日、ビシュケク市、オシュ市、ジャララバード市、オシュ州ノーカット地区及びカラスー地区、ジャララバード州スザク地区に対し、ジェエンベコフ大統領が非常事態令の発令に署名したと発表しました。
- 同非常事態令に基づき、コロナウイルス対策本部は3月25日より午後8時から翌朝午前7時までの間、特別な許可証を所持する者以外全ての者に対し、外出を禁止すると発表しました。
- また、外出禁止時間以外（午前7時から午後8時まで）であっても、食料品店、薬局、病院以外の場所へ外出することが規制され、同所へ赴く際も身分証明書の携帯と「ルート・シート（※1）」に必要事項を記載の上、携帯することが求められています。
- なお、集会、会議、各種イベント等が禁止されたほか、規制時間外にあっては車両による移動が制限されるとともに、検問・検査が実施されますので、不要不急の外出は避けるよう十分ご注意ください。

【※1】

外出予定書。キルギス政府コロナ対策本部作成の「ルート・シート」に、英語表記を加えたものを当館HPに掲載。下記リンクからアクセスの上、印刷した後、必要事項を記載してご使用ください。

<https://www.kg.emb-japan.go.jp/files/100029045.pdf>